2015.6.26 アルコール・ ^{資料3}相談支援WG

全国精神保健福祉センターの依存症相談支援の現状

全国精神保健福祉センター長会 常任理事・副会長代行 (横浜市こころの健康相談センター長) 白川教人

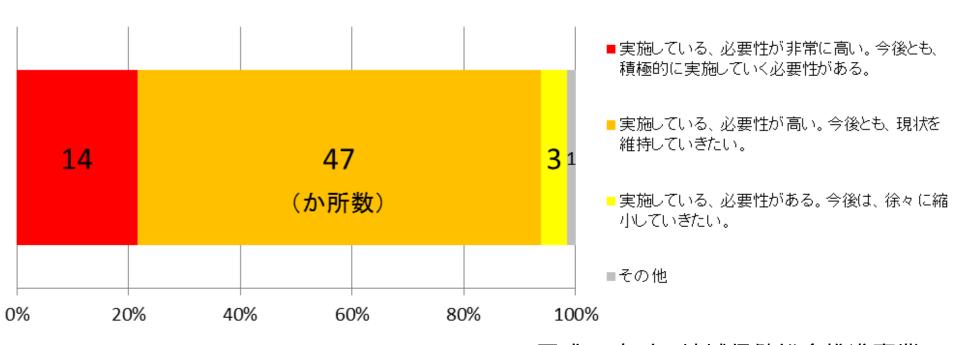
精神保健福祉相談

(センター運営要領より)

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神 障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑 又は困難なものを行う。心の健康相談から、精 神医療に係る相談,社会復帰相談をはじめ,ア ルコール,薬物,思春期,認知症等の特定相談 を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。 センターは,これらの事例についての相談指導 を行うためには、総合的技術センターとしての立 場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて 関係諸機関の協力を求めるものとする。

全国精神保健福祉センターにおける相談支援の現状(平成25年度)

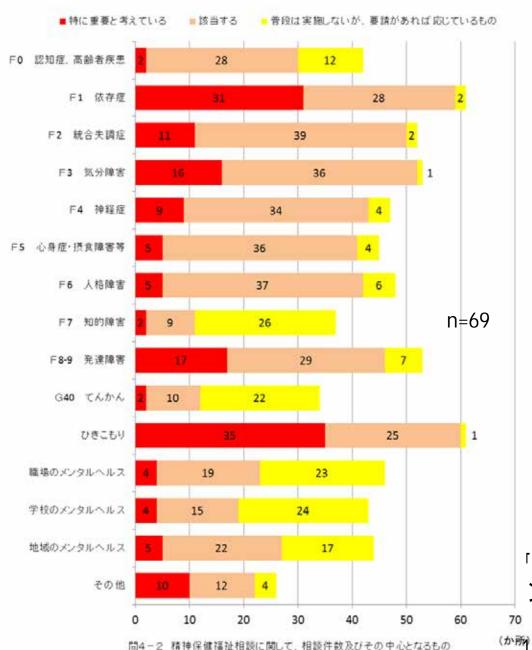
センターにおける精神保健福祉相談事業の実施状況



全センターが実施 65c/69cが積極的・現状維持実施

(平成25年度 地域保健総合推進事業) 「地域精神保健における精神保健福祉セン ターの役割とこれからのあり方に関する研究」

1.精神保健福祉センターの役割とあり方

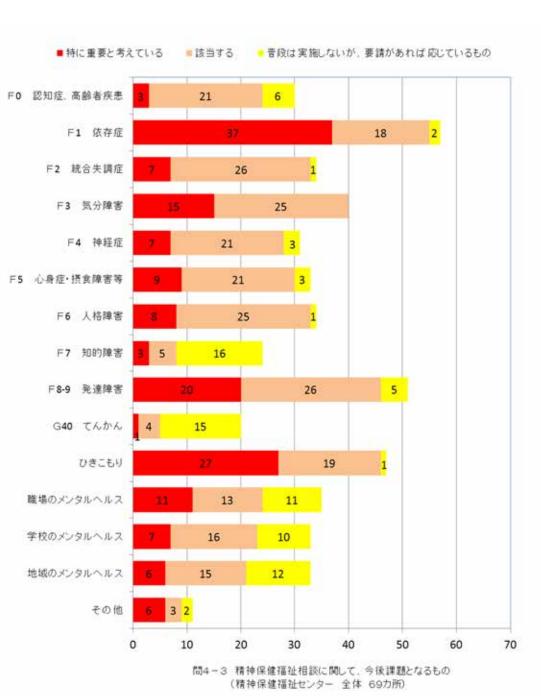


(精神保健福祉センター 全体 69カ所)

精神保健福祉 相談の中心と なるもの

(平成25年度 地域保健総合推進事業) 「地域精神保健における精神保健福祉センターの役割とこれからのあり方に関する研究」

1.精神保健福祉センターの役割とあり方

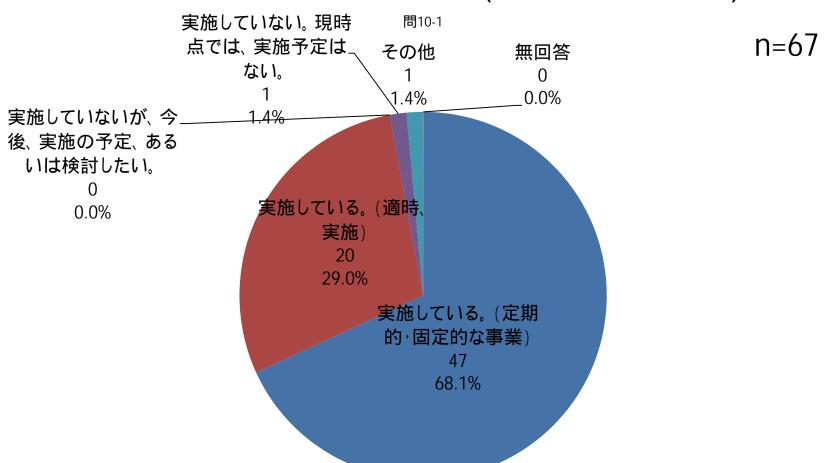


精神保健福祉相談 の今後の課題とな るもの

(平成25年度 地域保健総合推進事業) 地域精神保健における精神保健福祉センター の役割とこれからのあり方に関する研究」

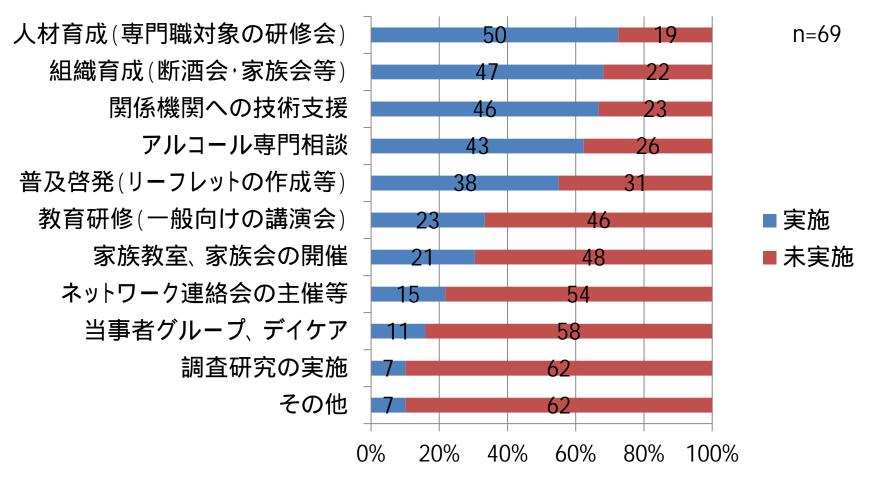
1.精神保健福祉センターの役割とあり方

精神保健福祉センターのアルコール依存症関連事業の取り組み(平成25年度)



(平成25年度 地域保健総合推進事業) 地域精神保健における精神保健福祉セン ターの役割とこれからのあり方に関する研究

精神保健福祉センターのアルコール依存症関連事業の取り組み内容(平成25年度)



(平成25年度 地域保健総合推進事業) 地域精神保健における精神保健福祉セン ターの役割とこれからのあり方に関する研究

全国精神保健福祉センターの精神保健福祉相談 (平成26年)

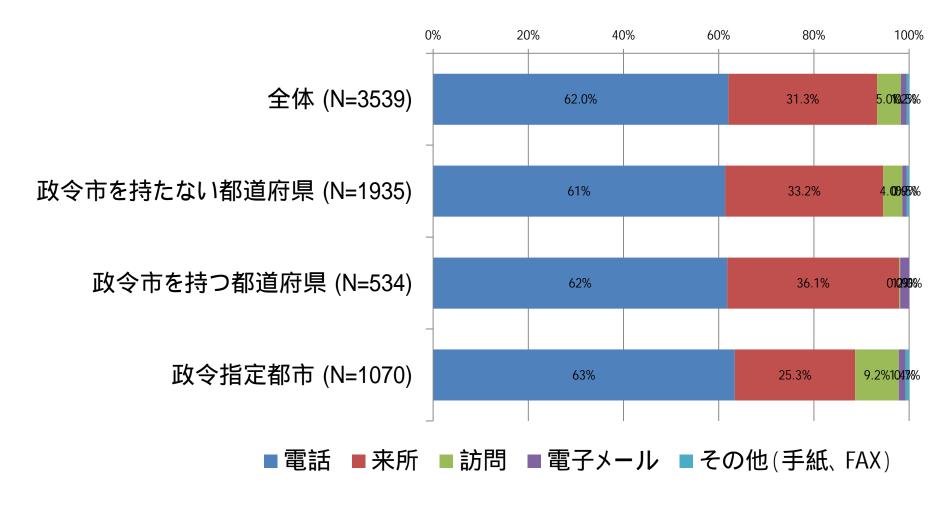
- 全国精神保健福祉センターにおける精神保健 福祉相談内容に関する調査
- 対象;全国69センター
- 内容;精神保健福祉相談の内容に関するアンケート調査
- 調査期間;平成26年6~7月の平日連続5日間
- 回収;59センター(回収率;85.5%)

センターの精神保健福祉相談の状況

- 5日間総相談件数;3539件
- 各センターあたり平均相談件数;60件
- 1件あたりの平均相談時間;31.5分
- 対象者性別; 男性56.3%女性42.2%不明1.3%

*年間相談数推計 201,975件 (5日間相談件数÷5日×244日÷59c×69c=)

センタータイプ別の精神保健福祉相談方法



センターの精神保健福祉相談方法内訳

【相談方法】 全体

総相談件数 3539件

■ 電話相談 62.0%

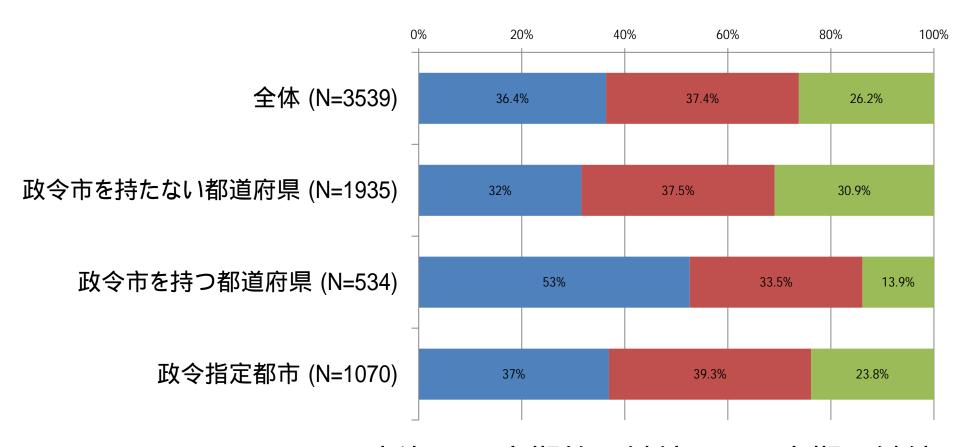
来所相談 31.3%

訪問相談 5 %

• 電子メール 1.2%

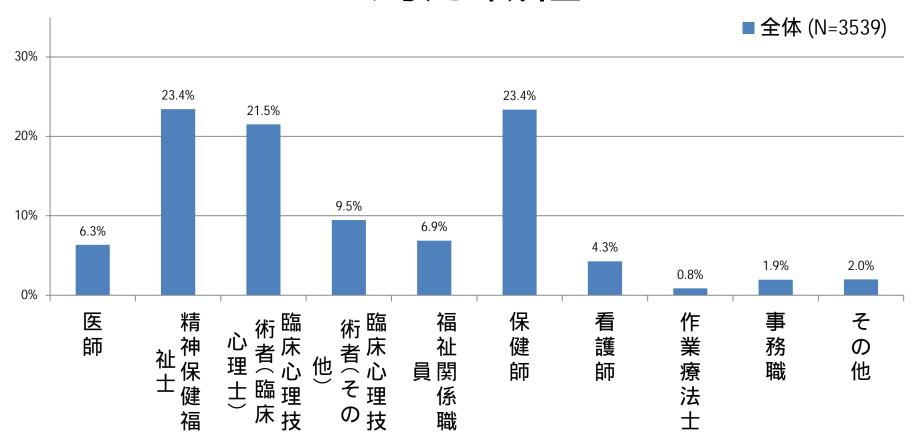
● その他の相談 0.5%

センタータイプ別精神保健福祉相談状況

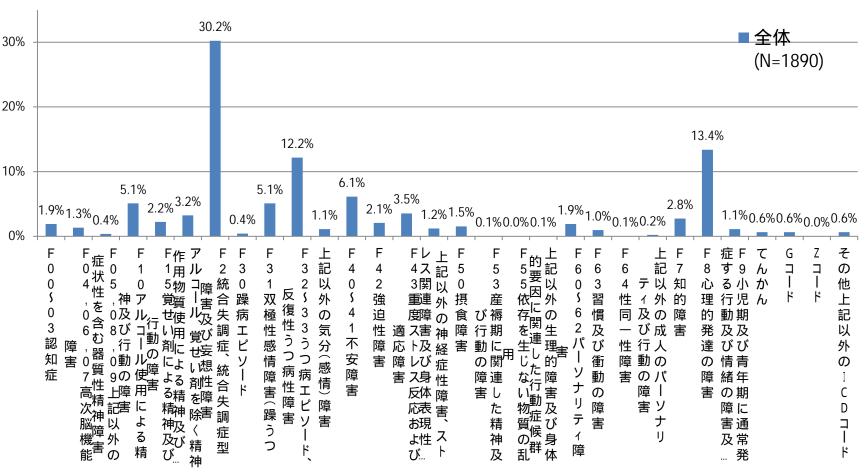


■新規
■定期的に継続
■不定期に継続

センターの精神保健福祉相談支援の 対応職種

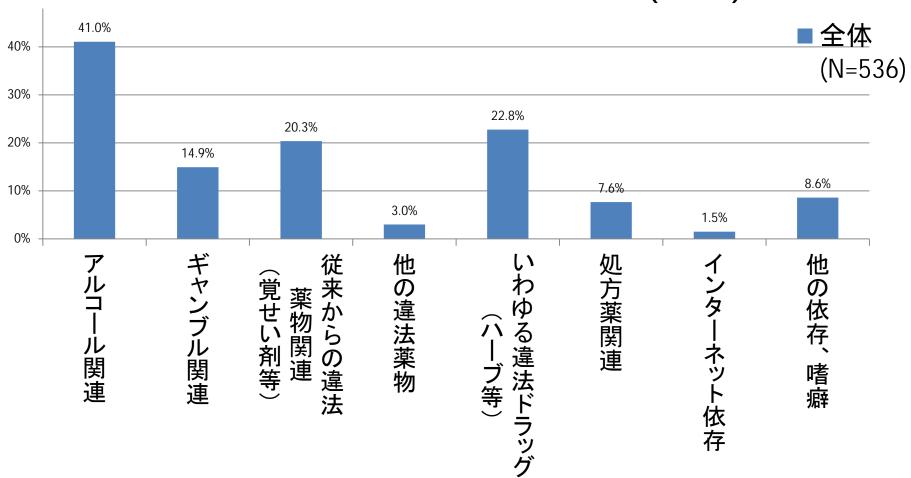


相談者のICD-10診断内訳(%)

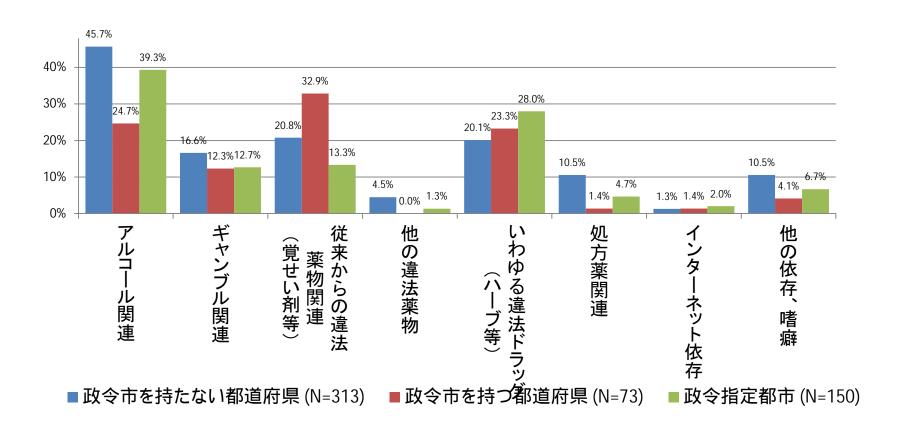


*相談者全体の53.4%(1890)にICD診断が付けられた。

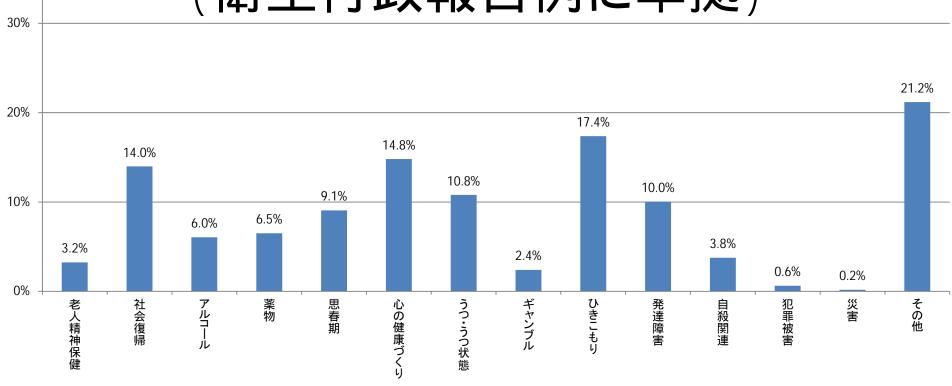
依存症相談の内訳(%)



センタータイプ別の依存症相談の詳細



精神保健福祉相談の相談内容 (衛生行政報告例に準拠)



精神保健福祉センターにおける依存症相談の現状

平成12年3月31日 保健所及び市町村における精神保健福祉業務 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

第一 地域精神保健福祉における保健所の役割 平成14年4月1日より市町村において実施することとしており、保健所においては・・・必要な事項について支援していくことが必要である。

第二 実施体制 5 相談

(2)相談の内容は、・・・アルコール・・・。また、複雑困難なケースについては、精神保健福祉センター等に紹介し、又はその協力を得て対応することができる。

*この通知を受け相談支援は、市町村実施となり、精神保健福祉センターは困難事例の相談にシフトしたところが多い。しかし、市町村では相談を受け切れていない現状が生じ、通常のアルコール依存症等の相談支援は狭間に落ちた。

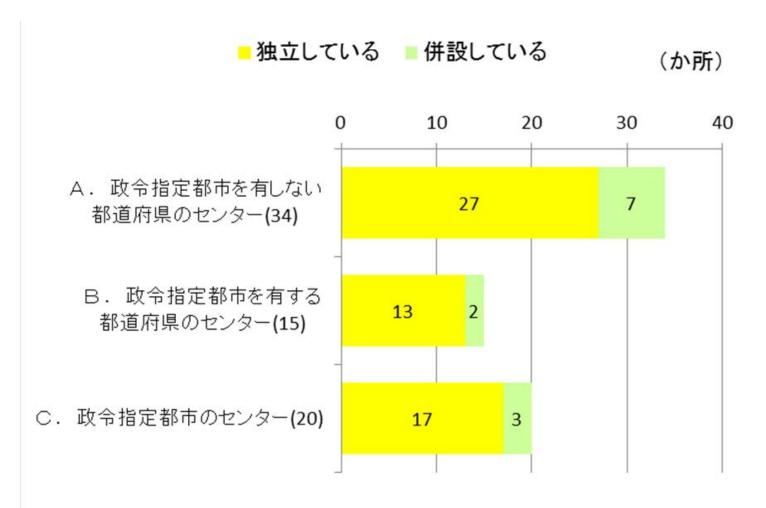
全国の精神保健福祉センターの依存症相談の現状

精神保健福祉センターは、都道府県政令指定都市に1か所設置され、企画立案、技術支援、人材育成、普及啓発、調査研究、精神保健福祉相談等を行うものとされてる。

しかし、各センターの併設機能(*参考資料有) や所管範囲、人口、管内の保健所・保健センター 数等も差が大きく、各センターは、それぞれの地域 の状況、社会資源の状況に応じて、依存症相談等 の業務に幅を持たせているのが実情である。

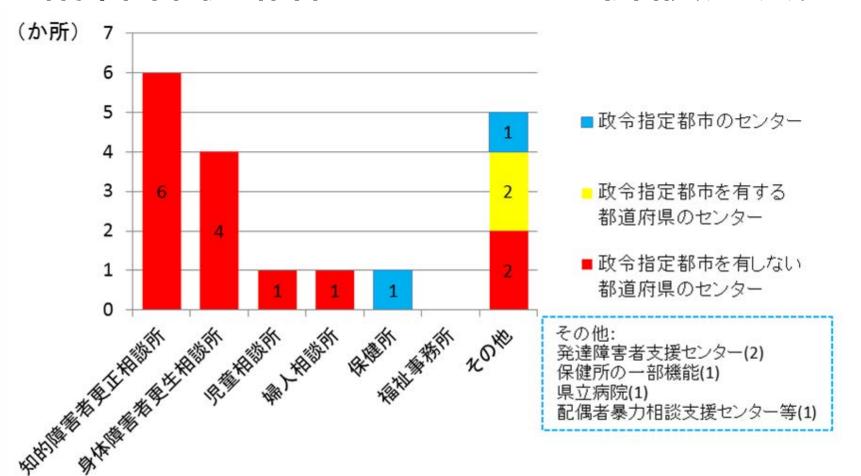
アルコール等依存症の相談支援の強化を考えるならば、独自の部門が必要と考えられる。

全国の精神保健福祉センターの組織



問1-1 精神保健福祉センターの組織について

精神保健福祉センターの併設組織



問1-2 併設している場合、併設している組織について